

基管発 1208 第 1 号  
基補発 1208 第 1 号  
基保発 1208 第 1 号  
平成 27 年 12 月 8 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災管理課長  
補償課長  
労災保険業務課長  
(公印省略)

#### 個人番号の利用による添付書類の取扱いの留意事項について

個人番号の利用による添付書類の取扱いについては、平成 27 年 12 月 8 日付け基発 1208 第 2 号厚生労働省労働基準局長名通達により示されたところであるが、具体的な取扱いについては、下記のとおりとするので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

#### 記

- 1 機構保存本人確認情報により、個人番号を取得した請求人、届出人、年金給付の受給権者及び遺族(補償)年金に係る死亡労働者の住民票情報(氏名、市町村コード、住所、性別、生年月日、生存状況、異動事由、異動年月日)及び同一住所の住民情報(同一住所の住民の氏名、性別、生年月日、異動事由、異動年月日)を確認できることから、請求人等が、次の(1)から(4)に掲げる書類として住民票の写しを提出しようとする場合であって、住民票の写しにより証明しようとする事項が機構保存本人確認情報により確認することができる場合は、住民票の写しが提出されたものとして取り扱って差し支えない。

ただし、死亡診断書等の書類は、機構保存本人確認情報では、死因などの事項を確認することができないことから、当該書類の添付は引き続き必要であること。

- (1) 生計維持関係等を証明することができる書類(労働者災害補償保険法施

行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）第 10 条第 3 項第 2 号ハ、第 15 条の 2 第 3 項第 3 号、第 15 条の 2 第 3 項第 4 号、第 15 条の 2 第 3 項第 6 号、第 15 条の 3 第 2 項第 3 号、第 15 条の 4 第 2 項第 3 号、第 18 条の 9 第 3 項、第 21 条第 2 項第 2 号ロ及び第 21 条の 2 第 4 項、労働者災害補償保険特別支給金規則（昭和 49 年労働省令第 30 号。以下「特支金則」という。）第 5 条第 6 項第 3 号、第 5 条第 6 項第 4 号）

- (2) 死亡の事実を証明できる書類（労災則第 21 条の 2 第 4 項）
- (3) 所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類（労災則第 15 条の 6 第 2 項）
- (4) 受給権者の氏名及び住所に変更があったことを証明することができる書類（労災則第 21 条の 2 第 4 項）

2 上記 1 の取扱いに当たっては、別添を参照すること。

機構保存本人確認情報の提供を受けることにより請求書等に添付する書類として住民票の写しが提出されたものと取り扱う手続きについて

(1) 生計維持関係等を証明することができる書類

労災則 (特支金則)	請求書等の 様式名	請求書等に添付する書類として住民票の写しが 提出されたものと取り扱う具体例
第 10 条第 3 項 第 2 号ハ	未支給の保険給付 支給請求書 (4 号)	未支給の保険給付が障害 (補償) 給付、傷病 (補償) 年金であり、請求人が死亡した受給権者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類として住民票の写しを提出しようとするとき
第 15 条の 2 第 3 項第 3 号  (第 5 条第 6 項 第 3 号)	遺族補償年金支給 請求書 (12 号)	請求人又は受給資格者が死亡した受給権者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証明することができる書類として住民票の写しを提出しようとするとき
第 15 条の 2 第 3 項第 4 号  (第 5 条第 6 項 第 4 号)	遺族補償年金支給 請求書 (12 号)	請求人及び受給資格者が死亡した労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類として住民票の写しを提出しようとするとき
第 15 条の 2 第 3 項第 6 号	遺族補償年金支給 請求書 (12 号)	受給資格者が請求人と生計を同じくしているか否かを証明することができる書類として住民票の写しを提出しようとするとき
第 15 条の 3 第 2 項第 3 号、 第 15 条の 4 第 2 項第 3 号	遺族 (補償) 年金 転給等請求書 (13 号)	受給資格者が請求人と生計を同じくしているか否かを証明することができる書類として住民票の写しを提出しようとするとき
第 18 条の 9 第 3 項  (第 5 条第 6 項第 3、4 号)	遺族年金支給請求 書 (16 号の 8)	請求人又は受給資格者が死亡した受給権者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証明することができる書類として住民票の写しを提出しようとするとき
	遺族年金支給請求 書 (16 号の 8)	請求人及び受給資格者が死亡した労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類として住民票の写しを提出しようとするとき
	遺族年金支給請求 書 (16 号の 8)	受給資格者が請求人と生計を同じくしているか否かを証明することができる書類として住民票の写しを提出しようとするとき

第 21 条第 2 項 第 2 号ロ	年金たる保険給付 の受給権者の定期 報告(遺族用) (18 号(2))	受給資格者が受給権者と生計を同じくしているか否 かを証明することができる書類として住民票の写し を提出しようとするとき
第 21 条の 2 第 4 項	遺族(補償)年金 額算定基礎変更届 (22 号)	受給資格者が受給権者と生計を同じく(もしくは別 に)しているか証明することができる書類として住 民票の写しを提出しようとするとき

## (2) 死亡の事実を証明できる書類

労災則	請求書等の 様式名	請求書等に添付する書類として住民票の写しが 提出されたものと取り扱う具体例
第 21 条の 2 第 4 項	遺族(補償)年金 受給権者失権届 (21 号)	受給権者の失権(死亡)の事実を証明することができ る書類として住民票の写しを提出しようとするとき

## (3) 所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類

労災則	請求書等の 様式名	請求書等に添付する書類として住民票の写しが 提出されたものと取り扱う具体例
第 15 条の 6 第 2 項	遺族(補償)年金 支給停止申請書 (14 号)	所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証 明することができる書類として住民票の写しを提出 しようとするとき

## (4) 受給権者の氏名及び住所に変更があったことを証明することができる書類

労災則	請求書等の 様式名	請求書等に添付する書類として住民票の写しが 提出されたものと取り扱う具体例
第 21 条の 2 第 4 項	年金たる保険給付 の受給権者の住 所・氏名年金の払 渡金融機関変更届 (19 号)	受給権者の氏名及び住所に変更があったことを証明 することができる書類として住民票の写しを提出し ようとするとき